破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８６６号

住民票上の住所　盛岡市津志田26地割12番地３

債務者　山本真由実（昭和52年４月28日生）

1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田摩美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３０号

仙台市若林区今泉２丁目12番59号　ビフィール今泉103

債務者　岸浪　　遣

1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号

山梨県甲府市城東５丁目１番５号　ハイムセア１－Ａ号室、前住所山梨県南巨摩郡富士川町青柳町659番地１

債務者　市川　英二

1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２８４号

大阪市生野区桃谷１丁目10番18―807号

債務者　菖蒲　清子

1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　至田　明史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３３６号

大阪府豊中市西緑丘１丁目５番12―404号

債務者　川尻　和生

1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　和生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８１号

大阪府泉大津市二田町１丁目13番１―1003号

債務者　平田　昌弘

1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６６号

兵庫県高砂市阿弥陀町長尾359番地の１

債務者　オプティカルショップめがねやこと松本　雅人

1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６７号

兵庫県高砂市阿弥陀町長尾359番地の１

債務者　松本理津子

1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７９号

兵庫県姫路市実法寺727番地

債務者　福寿司こと　前川　正雄

1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木宣彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８０号

兵庫県姫路市実法寺727番地

債務者　前川　朋子

1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木宣彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８１号

兵庫県姫路市実法寺727番地

債務者　前川　博人

1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木宣彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１０号

高知県高岡郡四万十町金上野410―１　矢野アパート２号、住民票上の住所高知県高岡郡中土佐町久礼216番地

債務者　二宮　直文

1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第７８号

兵庫県姫路市城北新町２丁目10番28号　ファミールＴ202、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区野田町171番地　リベール姫路駅南Ⅰ　703号

債務者　エレナアイこと　永田　久子

1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　享三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８４号

兵庫県姫路市網干区田井50番地１　リンキーガーデン107、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町１丁目48番地２

債務者　山本　秀一

1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６７号

熊本県菊池郡菊陽町新山３丁目８番19号

債務者　野尻　博士

1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　恭令
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３号

高知県安芸市穴内乙414番地

債務者　賀門　敬範

1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係